

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（案）について

平成29年6月
法務省入国管理局
厚生労働省職業能力開発局

1 制定の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）においては、技能実習計画の認定基準等について、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあっては、事業所管大臣が、告示でその特例を定めることができる制度となっている。

本件は、この法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業として、介護職種を定めるものである。

なお、この特例に係る事業所管大臣の告示については、別途、厚生労働省社会・援護局が意見公募手続を行うこととなる。

2 制定の内容

規則における次に掲げる項目について、職種及び作業に特有の事情に鑑みた基準を定めるべきものとして介護職種を定めることとする。

- ・技能実習の内容の基準（規則第10条第2項第8号）
- ・技能実習を行わせる体制の基準（規則第12条第1項第14号）
- ・技能実習生の数（規則第16条第3項）
- ・監理団体の法人類型（規則第29条第2項）
- ・監理団体の業務の実施に関する基準（規則第52条第16号）

3 根拠条文

規則第10条第2項第8号、第12条第1項第14号、第16条第3項、第29条第2項及び第52条第16号

4 適用期日等

告示日：平成29年7月下旬以降（予定）

適用日：告示日